

臭気指数規制導入に係る臭気実態調査

－2004年度夏季調査（習志野市・市原市）－

多田幸恵 井上智博 山本真理¹⁾ 高橋崇暢¹⁾ 早房秀雄²⁾ 我妻由紀子²⁾
木口 實³⁾ 白井 修³⁾ 河村昌太郎³⁾

1)千葉県環境生活部大気保全課 2)習志野市環境部環境保全センター 3)市原市環境部環境管理課

1. 調査目的

1995年度、悪臭防止法に人間の嗅覚を活用した臭気指数規制が導入された。これに伴い、近年、全国の地方公共団体において、この悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入が盛んに行われつつある。千葉県においては、2004年度中の臭気指数規制導入へ向け、2003年度より検討を行ってきた。

臭気指数規制導入の際には、規制基準値の設定を行うことになるが、1号規制（敷地境界）、2号規制（排出口）基準設定にあたっては、一般環境の臭気レベルを把握することが必要になる。

このため、県大気保全課及び県内で導入を検討している習志野市、市原市と共同で、地域の臭気指数のバックグラウンド値を把握することを目的とした調査を実施した。今回の夏季調査は、2003年度の冬季調査に次ぐものであり、夏季データを得ることを目的として行われた。

2. 調査方法

(1)試料採取地点

用途別の要因を配慮し、2003年度冬季調査における採取地点の中から一般環境10地点を選定した。

(2)試料採取方法

悪臭防止法に示されている一般環境における採取方法に従った。携帯型の採取ポンプを用いて、ポリエチレン製10Lのバッグに試料を採取した。現場での臭質と臭気強度の記録、風向風速、温度、湿度の測定も同時に行った。採取後、試料を遮光して測定場所へ運んだ。

(3)臭気指数測定

採取した試料の臭気指数の測定は、採取日の翌日に悪臭防止法に従い3点比較式臭袋法で行った。

3. 調査結果

習志野市の調査結果は、2地点を除き、臭気指数は10未満であった。10以上の地点の一つは、採取時に近くで野焼きが行われていたのを確認している。もう1地点は近くに干渉があり、磯の臭いが強かったため、それが臭気発生源であると考えられた。

市原市の調査結果では、臭気指数は10未満～20であり、10以上の地点が半数以上あった。また、測定結果の臭気指数と試料採取者が採取時に感じた臭気強度が比例関係にならなかった試料が数件あった。市原市の調査日は、最高気温が40度を越えた日であり、試料を採取地点から測定場所まで運ぶ間は、遮光してバッグを保管していたが、保管場所は高温状態であった。そのために、臭気質及び臭気濃度が変化したと考えられる。

4. まとめ

一般環境の臭気については、道路近傍などを除けば基本的に臭気指数は10以下であると考えられている。しかし、本調査の結果より、野焼きなどの一時的なものを除いた一般環境においても、臭気指数が10を超える地域があることが確認された。

謝辞

臭気指数規制導入に係る臭気実態調査にあたり関係各位、特に大気保全課、習志野市、市原市の方々に大変お世話になりました。厚くお礼を申し上げます。